

令和2年5月12日

大阪社会保障推進協議会  
会長 井上 健二 様

忠岡町長 和田 吉衛

新型コロナウイルス感染症の影響で保険料及び一部負担金が  
払えなくなった場合に対する対応についての緊急要望書に係る回答について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、4月20日付の貴信にてご要望のありました標記の件につきまして、下記のとおりご回答申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご不明な点などがございましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

- ① 6月議会での新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の条例化を目指しております。条例が成立次第、広報等により住民への周知を行う予定です。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について、国基準で対応する予定です。
- ③ 滞納処分に当たっては弁明の機会の付与を徹底するとともに、やむを得ない理由による滞納であれば分割納付等の相談を受け付ける旨を周知します。
- ④ 滞納処分は必ず、適法・適正な手続に従って行います。
- ⑤ 併用可能な制度は同時に申請できます。保険料納付通知書を送付する際に減免についての周知を毎年行っておりますが、本年は従来より行っている基準での減免に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したことによる減免も行う一文を追加することを検討しています。また、手続の簡易化の方策も検討いたします。

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 担 当 課 | 保険課                 |
| 担 当 者 | 竹内 聖治               |
| 連 絡 先 | 0725-22-1122 内線 222 |